

**「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴う
区の対応について（案）**

上記省令の施行（平成 30 年 4 月 27 日付け）に伴う区の対応については、以下のとおりとする。

1. 省令改正の趣旨と概要（別紙「厚生労働省令第 65 号」を参照）

項目	改正の趣旨	改正の概要
(1) 代替保育の提供	<p>○家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」）の事業者が、職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合、保育所等による連携施設（※）以外の事業者が代替保育を提供できるようにする。</p> <p>※連携施設は、平成 31 年度内に、区として全ての家庭的保育事業等に設定する予定。</p>	<p>○当該家庭的保育事業等以外の場所で代替保育ができる者として、小規模保育事業 A 型・B 型及び事業所内保育事業の事業者を追加。</p> <p>○当該家庭的保育事業等の場所で代替保育ができる者として、上記事業者と同等の能力を有すると区市町村が認める者を追加。</p>
(2) 食事の提供	<p>○家庭的保育事業では、総じて自園調理が行われておらず、個人事業主が多い等のため、外部搬入が難しい状況にあることから、自園調理の適用を猶予する経過措置を延長するとともに、当該猶予期間中は一定の条件を満たす事業者からの外部搬入を可能とする。</p>	<p>○自園調理の適用に係る現在の猶予期間（平成 31 年度末）を、平成 36 年度末まで 5 年間延長。</p> <p>○外部搬入ができる事業者として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、区市町村が適当と認めるものを追加。</p>

2. 区への対応

(1) 代替保育の提供

- 区では、区立保育園 1 か所（阿佐谷南保育園）に必要な人員（保育士 1 名）を配置し、区内の全家庭的保育事業所を対象に代替保育を実施している。また、平成 32 年度からは、従来の 1 か所に替えて、区立保育園 7 か所を中核園として指定し、この中核園が家庭的保育事業所を含む地域型保育事業所に対する代替保育機能のほか、地域の保育施設間の連携・情報共有など保育内容の向上等の役割を担うよう考えている。
- これらのことから、省令改正に伴う「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例」（以下「区条例」という）の改正は行わないこととする。

(2) 食事の提供

- 区では、乳児に対する安心・安全な食事の提供や食育推進の観点から、家庭的保育事業については自園調理を前提として公募・整備を進めてきており、現在全ての事業所において自園調理が行われている。こうした区の考えについては、この間、事業者から特段の意見・要望は寄せられていない。
- これらのことから、省令改正に伴う区条例の改正は行わないこととする。